# 監　査　報　告

令和8年(2026年)6月19日

公立大学法人熊本県立大学
理事長　黒田　忠広　様

公立大学法人熊本県立大学

監　事　吉川榮一

監　事　本田悟士

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

監事は、理事長、学長、理事、職員（以下、「役職員」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、経営会議、教育研究会議に出席するなどして、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な関係書類等を閲覧し、各部局等において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2　監査の結果

(1)　公立大学法人熊本県立大学の業務の運営については、法令等に従って適正に実施されており、特に指摘すべき事項は認められません。また、中期目標の着実な達成の実施状況については、理事会等に適宜報告されており、特に指摘すべき事項は認められません。

(2)　役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用については、法人の経営や大学の教育研究の重要事項を審議するため、理事会、経営会議、教育研究会議を設置し運営が行われており、特に指摘すべき事項は認められません。

(3)　役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(4)　事業報告書は、公立大学法人熊本県立大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5)　財務諸表については、会計監査人である監査法人プレンプションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(6)　決算報告書は、理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以　上